

旧統一教会 解散命令確定

最高裁、特別抗告を棄却

「必要でやむを得ない」

最高裁第3小法廷（渡辺恵理子裁判長）は、世界平和統一家庭連合（旧統一教会）の解散を命じた東京高裁決定を支持し、教団側の特別抗告を棄却する決定をした。解散を命じた司法判断が確定した。高裁決定で命令は既に効力が生じており、献金被害者らへの弁済などに向けた教団の清算手続きは継続する。決定は22日付。

渡辺裁判長は、宗教団体 判断した。

である教団や信者らの精神 宗教法人法が要件とする 的影響を考慮しても「解散 「法令違反」を理由とした は必要でやむを得ない」と 解散命令は、オウム真理教、

明覚寺（和歌山県）に続き 3例目。甚大な被害が生じ た献金勧誘という民法の不 法行為を理由にしたのは初 めて。

3月の高裁決定は、献金 勧誘の損害額が1973年 3月〜2016年6月に約 74億円生じたと認定。信者 らが身分を隠し献金勧誘す るなどの行為は悪質で多額 の損害が出た結果は重大だ とした。

渡辺裁判長は、教団が信 者らによる不相当な勧誘行 為を防ぐために実効性のあ る措置をしていないと指 摘。その上で、解散命令が 憲法の保障する「宗教の自 由」に違反するとの主張に

は「解散命令は法人格を失 わせる効力にとどまり、宗 教団体として存続すること は妨げられない」と説明し た。

第3小法廷の裁判官5人 のうち4人全員一致の結 論。沖野真己裁判官は判断 に加わらなかった。

世界平和統一家庭連合（旧統一教会）の本部が入るビル＝3月、東京都渋谷区



世界平和統一家庭連合（旧統一教会） 故文鮮明氏が1954年に韓 国で創設した宗教団体。世界中から男女が集まる合同結婚式でも知られ、 日本では霊感商法などの被害の訴えが相次ぎ、社会問題化した。201 5年に「世界基督教統一神霊協会」（統一教会）から名称を変更。22年 7月の安倍晋三元首相銃撃事件後、教団と自民党の接点が次々と判明し、 信者の高額献金などが改めて注目された。事件前から会長を務めていた 田中富広氏は25年12月に高額献金などについて謝罪し、辞任した。